

令和 6 年度包括外部監査結果報告書の要旨

札幌市包括外部監査人

税理士・公認会計士 大西 啓二

第 1 選定した特定の事件（監査テーマ）と選定理由

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

水道事業について

2 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

札幌市水道局（以下「水道局」という。）は独立採算制度が採用されていることから、事業の採算性を重視する必要がある。水道事業の運営に必要な経費の大半は、税金ではなく利用者の水道料金によってまかなわれている。札幌の水道は昭和 12 年に通水がスタートしており、全国的にはスタートは遅い。現在札幌市は給水人口 196 万人、給水普及率 99.9%と全国でも大規模な水道事業を営んでいる。

他方、水道水は市民生活に、産業の発展に重要な責務をおっており、都市におけるライフラインとしては欠かせない存在であり、安全な水を安定して供給することは他の事業に代えがたい重要な事業であることから、事業の採算性のみを考慮することはできない。

札幌市が継続的に安定的な水を供給するためには、様々な経費がかかる。よって、水道料金については、これらの経費をまかなうことができるよう設定する必要がある。

このように、水道事業のインフラとしての重要性と、水道料金の設定による事業継続性を現時点で把握することは、市民にとって有益な情報であると考え、今回の包括外部監査のテーマとした。

第 2 監査の概要

1 監査対象部局及び監査対象期間

水道局、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「水道サービス協会」という。）である。監査対象期間は、原則として令和 5 年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加している。

2 監査の要点

- (1) 札幌市の水道事業について、経済性、効率性及び有効性の観点から事業が実施されているかどうか。
- (2) 施設や備品等、資産が適切に財務諸表に反映され、かつ、管理が

適切にされているかどうか。

(3) 財務事務が法令及び規定等に従って適切になされているかどうか。

(4) 事業に係る契約事務は、法令及び規定等に従って適切に行われているかどうか。

(5) 水道サービス協会の決算内容及び水道局との取引の妥当性

第3 監査従事者

1 包括外部監査人

大西 啓二（税理士・公認会計士）

2 監査人補助者

浅利 昌克（税理士・公認会計士）、佐藤 敦（弁護士）、青沼 秀（税理士・公認会計士）、伊藤 昇平（弁護士）

第4 報告書の構成と記載内容

タイトル（項目）	主な内容
第1 外部監査の概要	テーマ選定理由、監査の実施概要、利害関係の有無等を記載した。
第2 監査対象の概要	札幌水道のあゆみ、水道局の概要、水道サービス協会の概要について記載した。
第3 外部監査の結果	今回の監査結果（指摘事項・意見）を、水道局を構成する課ごとに記載した。
第4 監査結果を踏まえて	今回の監査結果のまとめを記載した。

第5 監査の結果（指摘事項及び意見）

1 指摘事項及び意見について

今回の監査結果については、指摘事項及び意見に区分している。

指摘事項については、その行為に重大な違法性があるか又は不当性がある場合が該当する。不当性がある場合には、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から見て早急に是正すべきものが含まれる。

意見に該当するものは、著しく違法や不当なものとはいいないが、その管理の仕方や内容に改善すべき点があるものが該当する。

2 項目別指摘及び意見の件数

N0	内 訳	指摘	意見
1	入札告示の誤記について	1	0
2	事後審査書類について	1	0
3	入札書受付時間について	1	0
4	指名見積合せの中止について	1	1
5	特定随意契約（少額）について	0	1
6	くじ引きについて	1	0
7	参考見積と実際の入札価格との乖離について	0	1
8	庁用自動車リース契約について	2	0
9	リース契約車両修繕補償金について	0	1
10	係数の設定方法について	0	1
11	個人情報取扱安全管理基準について	0	1
12	本局庁舎の除雪開始時間について	1	0
13	除排雪の入札参加資格について	0	1
14	電力調達契約の入札参加予定者からのデータ提供依頼について	0	1
15	本局庁舎 1 階の身障者用トイレについて	1	0
16	規程の名称（札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領）について	0	1
17	水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することについて	1	0
18	不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書の記載漏れについて	1	0
19	車両リースについて	0	1
20	水道記念館来場車両等誘導警備業務における入札参加資格の審査について	1	0
21	平岸配水池用地（行政財産）について	0	1
22	研修施設の目的外使用許可について	0	1
23	目的外使用許可における営利非営利の基準について	1	0
24	目的外使用許可の追加変更について	1	0
25	自動販売機の設置に係る目的外使用許可について	1	1
26	水道局発注工事に関する土地の目的外使用許可について	0	1
27	出納取扱金融機関等検査について	1	0
28	情報機器等の収集運搬及び処分業務について	0	1
29	無用な特定随意契約について	1	0

30	「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札幌市水道局会計規程」の関連性について	1	0
31	特別損益の中の水道料金調定及び調定減額の表示について	0	1
32	貸倒懸念債権に対する回収可能性の検討について	0	1
33	賞与引当金の計上のバックテストについて	0	1
34	P C Bに係る引当金の計上について	0	1
35	決算スケジュールへの前期比較の織込みについて	0	1
36	予算における一時借入金の限度額の設定について	1	0
37	無形固定資産におけるソフトウェアの独立表示について	1	0
38	平岸庁舎の固定資産明細書上の表示について	1	0
39	札幌市水道局会計規程第 105 条について	1	0
40	固定資産台帳システムについて	0	1
41	固定資産実査について	0	1
42	固定資産台帳への登録漏れについて	1	0
43	建設仮勘定の計上対象となる支出について	0	1
44	旧宮の森 B 配水池用地（普通財産）について	1	0
45	旧宮の森 E ポンプ場用地（普通財産）について	1	0
46	旧平岡資材置場用地（普通財産）について	1	0
47	中沼資材置場用地（普通財産）について	0	1
48	水道料金の定期的な見直し検討について	0	1
49	個人情報取扱安全管理基準適合評価書について	0	1
50	札幌水道じっかんキャンペーンについて	0	1
51	水道記念館業務日報について	0	1
52	水道記念館の来場者増加のための企画について	0	1
53	水道記念館ホームページにおけるバリアフリー案内について	1	0
54	水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務の入札参加資格について	1	0
55	債権放棄の通知について	1	0
56	個人破産の場合の債権放棄について	1	0
57	財産調査の同意書について	0	1
58	履行延期の特約等について	1	0

59	家事用と家事以外用の区別について	0	1
60	使用用途変更届について	0	1
61	還付命令書について	0	1
62	特例料金適用申請書について	1	0
63	検針業務マニュアルについて	1	0
64	認定減額に伴う使用水量決定について	0	1
65	多数回かつ長期にわたる誓約書（支払計画書）の提出について	0	1
66	検査合格年月日の誤りについて	1	0
67	簿冊の綴り間違いについて	1	0
68	健康診断（検便）業務について	0	1
69	入札参加条件について	0	1
70	石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について	1	0
71	本局庁舎の大規模な設備更新について	0	1
72	盗難被害について	1	0
73	棚卸マニュアルの整備について	0	1
74	量水器（水道メーター。以下「水道メーター」という。）の修繕後の受入価格について	0	1
75	申請自粛の勧告について	0	1
76	小規模貯水槽水道の衛生管理の充実について	0	1
77	水質相談処理票におけるチェック欄の記載について	1	0
78	水質相談処理票への水質検査報告書の添付の有無について	1	0
79	柏丘高台S Rの休止後の利用の意思決定について	0	1
80	一の沢ダムI T Vカメラ修繕について	1	0
81	役員賠償責任保険について	1	0
82	源泉所得税の過払いについて	1	0
83	内部監査について	0	1
84	収益改善に向けた取り組みについて	0	1
85	時間外労働時間の把握について	1	0
86	水道サービス協会理事の構成について	1	0
87	水道サービス協会入札方法について	1	0
	計	45	45

3 主な指摘事項及び意見

指摘事項及び意見の主なものは以下のとおりである。

(1) 水道料金の定期的な見直し検討について＜意見＞（報告書 92 ページ）

札幌市の水道料金は、日常生活で使用する水の料金負担が軽減されるよう、家庭向けの「家事の用」の場合は、1 か月 10 m³分までの従量料金は 0 円で設定されている。これは、入浴や炊事、洗濯、手洗いといった日常生活に欠かせない水の使用は、利用者の健康を保ち病気を予防するもので、このように水道には公衆衛生を確保する役割があるためとしている。

しかしながら、単身世帯の増加や節水への取り組みなど、近年の家庭における水の使用状況の変化を踏まえ、それぞれの水の使用量に応じた、より細やかな料金体系を検討する時期に来ていると考える。

また、水は私たちにとって欠かすことのできない限りある大切な資源であり、有効に使っていかなければならない。貴重な水資源が浪費されることのないよう、札幌市の水道料金は逡増制が採用されており、使用する水の量が多くなるほど単価が高くなるように設定されている。札幌市をはじめ多くの市町村の水道料金は、使用した水の量が多くなればなるほど 1 m³あたりの従量料金（単価）が高くなるように逡増制が設定されている。

しかし、この逡増制においては、大口需要者の専用水道への切り替えによる級数収益の減少等の問題が生じる。

逡増型料金体系における逡増度の緩和等の対策を講じ、大口需要者の専用水道への切り替えによる水道収益の減少に対する対応策が必要になると考える。借入金への依存度の減少、施設の更新等にも収益の確保が必要になるからである。

水道料金については、審議会において定期的な議論がされているが、さらなるきめ細かい水道料金体系についての議論が望まれる。

(2) 個人破産の場合の債権放棄について＜指摘事項＞（報告書 104 ページ）

水道局では、法人破産により破産手続終結・廃止決定が確定した場合には、債権の消滅を伴う不納欠損として直ちに債権消滅の効果を発生させるのに対して、個人破産により免責許可決定が確定した場合には、免責許可決定後直ちに債権放棄を行うのではなく、徴収

停止及び不納欠損を経たうえで、3年を経過してから債権放棄を行っている。しかし、札幌市債権管理条例第16条第1号は、「破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項 ……その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。」と定めており、個人破産による免責許可決定が確定した場合は明らかに同号に該当するのであるから、免責許可決定の確定により直ちに債権放棄が可能である。

また、札幌市債権管理条例第16条は、「放棄することができる」と規定するのみであり、債権放棄を義務付けているわけではないが、適時に債権放棄を行うことによって、実質的に徴収不能となった未収水道料金債権を適時に消滅させることができ、債権管理の適正化を図ることができる。さらに、当該年度内に個人破産により免責許可決定が確定した債権について、当該年度末に債権放棄を行うこととすれば、現状のように3年経過後に債権放棄を行う場合と比較して、事務処理や管理が煩雑になるとも思われない。

したがって、個人破産により免責許可決定が確定した債権については、免責許可決定後3年間を待つ必要性は全くなく、当該年度末に債権放棄を行うなどして、適時適切に債権放棄を行うべきである。

(3) 札幌水道じっかんキャンペーンについて<意見>（報告書 95 ページ）

水道局では、きき水体験の予算を大幅に増加させた理由として、きき水体験の体験者数は水道ビジョンの「じっかん指標」に定められているため、目標を達成するために、令和5年度のきき水体験は25回開催、10,000人達成を目標にしているためとの説明がなされていた。しかし、実際には、令和5年度のきき水体験の実績は15回開催、7,353人にとどまった。予定通り25回開催していれば、目標の10,000人達成も可能だったのではないかとと思われる。

この点について、「令和5年度札幌水道じっかんキャンペーン業務 業務委託仕様書」では、きき水体験の参加者数（目標）として、「受託者からの提案によることとするが、延べ10,000人以上とし、より多くの参加を目指し効率的に実施すること」との記載がなされているにとどまり、きき水体験の実施回数については明記されていなかった。受託者の企画提案書では、15回開催、10,000人達成との提案がなされ、水道局がそれを採用したため、上記のような仕様書になったと考えられるところ、結果として目標の10,000人は達

成できなかったという経過は一定理解できる。他方で、きき水体験の予算を大幅に増加させたのは、25 回開催に伴う受託者の負担を考慮したことによると考えられるため、上記「業務委託仕様書」において、25 回開催を水道局側の条件として提示することも十分にあり得たと思われる。また、仮に当初は 15 回で 10,000 人達成を見込んだとしても、目標の達成度合いをモニタリングしていれば、途中の段階で 10,000 人達成が見込めない状況であることは認識できたはずであって、その段階で回数を増やすことも検討できたのではないかとも思われる。

このように、公募型企画競争（プロポーザル方式）の場合であっても、水道局が達成したい目標とその意義を受託者と共有したうえで、受託者の提案に完全に任せきりにするのではなく、水道局としても条件を提示するなどして契約内容の調整を行い、契約期間中のモニタリングを適時適切に行って目標達成に向けた進捗管理を行うことが望ましい。

（４） 役員賠償責任保険について＜指摘事項＞（報告書 139 ページ）

一般財団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（役員等賠償責任保険契約）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

しかし、水道サービス協会では、平成 28 年から上記と同様の役員賠償責任保険に加入しているが、その内容を決定するために必要な理事会の決議を経ていなかった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定は、令和 3 年 3 月 1 日施行の改正法によって導入された規定であり、同日以降、理事会の決議を経ることなく役員賠償責任保険の内容を決定し、これを付保したことは違法である。従前の役員賠償責任保険については、理事会の追認決議を行うことも検討し、今後の役員賠償責任保険については、必ず理事会の決議を経てその内容を決定する必要があることに留意されたい。

（５） 水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することについて＜指摘事項＞（報告書 65 ページ）

水道サービス協会は毎年約 10 件の水道局の入札に参加し、また、

毎年約 10 件の随意契約を締結している。

札幌市が何らかの形で水道サービス協会の経営に関与する必要があるのは否定するものではないが、上記のように水道サービス協会が水道局の入札に参加し、随意契約を何件も締結している以上、水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することは入札の公正さや随意契約の妥当性など両者間の契約の公正、妥当性に関する疑念を生じさせ、水道行政への市民の信頼を失わせるものであるため、かかる兼任をすべきではない。

水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任する場合、双方代理の問題が生じる。水道事業管理者と水道サービス協会の理事長を兼任する者が、水道局と水道サービス協会双方をそれぞれ代表して契約締結を行った場合、双方代理に関する民法第 108 条が類推適用されるため、かかる契約締結行為は民法第 108 条に反する双方代理行為となると解される。

水道局では、民法第 108 条の類推適用を回避するために、令和 6 年 11 月 7 日付けで、水道事業管理者により札幌市水道事業管理者事務委任規程を制定した。

民法第 108 条の立法趣旨に鑑みると、このような規程を水道事業管理者が自ら臨時に制定し、その代表する法人との間の契約締結を補助職員に委任をしても、民法第 108 条の類推適用を回避できるか疑問である。

4 指摘及び意見事項一覧（要旨）

(1) 指摘（４５件）

項目	内容	ページ数
入札告示の誤記について	庁用自動車のリース契約に係る入札告示及び入札説明書中に、「札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（令和 25 年 1 月 31 日総務部長決裁。以下「要領」という。）」との記載があるが、「令和」ではなく「平成」の誤記である。	51
事後審査書類について	庁用自動車のリース契約に係る入札説明書に、「落札候補者となった場合、落札候補者となった旨の通知（保留通知）のあった日から 3 日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、契約担当課へ出荷元等が発行した『出荷証明書』及び『法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について』を提出することを参加の条件とする」旨の記載がある。 しかし、「落札候補者となった旨の通知（保留通知）」が簿冊に綴られていないので、「出荷証明書」及び「法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について」が、保留通知のあった日から 3 日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に提出されたか否かが不明であり、上記条件を満たしているか否かが確認できない。	52

	事後審査が適正になされたか否かの検証の観点から、今後は、入札説明書において「落札候補者となった旨の通知（保留通知）」と記載したものについては、当該通知を行った日が分かる資料を簿冊に綴るべきである。	
入札書受付時間について	一般競争入札及び指名競争入札を実施する際に、入札告示及び入札説明書において、入札書受付期間（入札書受領期限）が定められている。 しかし、入札書には日付の記入欄しかないため、入札参加者が入札書受付期間の最終日に入札書を持参した場合、持参した時刻が不明であり、入札書受付期間（入札書受領期限）内に入札書が提出されたか否かを確認することができない。 今後は、入札書受付期間（入札書受領期限）を遵守しているか否かを事後的にも確認することができるよう、入札参加者が入札書を持参した時刻を明記しておくべきである。	53
指名見積合せの中止について	指名見積合せの方法により契約を締結するため、水道局が選定した業者3者に対して見積通知書を送付したところ、「前年度の請負業者を選定していなかったため」との理由で、指名見積合せを中止とした。 このような理由で指名見積合せが中止となってしまうと、指名を受けた業者の業務受託に対する期待を奪ってしまうことから、適正な事務処理を励行されたい。	53
くじ引きについて	指名見積合せにおいて同価の入札をした場合にくじを引くことができるのは、①見積参加者又はその代理人、②（①がくじを直接引くことができない場合）当該指名見積合せの事務に関係のない水道局職員ということになると考えられるところ、本件では、①か②のいずれがくじを引いたのか明記されていない。 特に②の場合には、当該指名見積合せの事務に関係のない職員がくじを引いたことを明確にすべきであることから、くじ引きによる場合には、くじを引いた者が誰であることを明記すべきである。	55
庁用自動車リース契約について①	ファイナンス・リース取引は、①ノンキャンセラブル（解約不能）及び②フルペイアウト（投資資本の全額回収）であることが求められている。 庁用自動車リース契約について、リース資産台帳上、リース取引区分が「ファイナンス（移転外）」としてファイナンス・リース取引に区分されているにもかかわらず、賃貸借契約書の条項をみると、発注者である水道局が必要に応じて中途解約できる内容となっており、その場合の損害賠償についても未経過リース料の違約金が発生することは明記されていない。このような契約書の条項では、ノンキャンセラブル（解約不能）の要件に該当するとは言い難い。 上記の契約書を利用した自動車リース契約については、ファイナンス・リース取引に該当するか否かについて疑義があり、また、今後、ファイナンス・リース取引として自動車リース契約を締結するのであれば、契約書の条項をノンキャンセラブル（解約不能）要件に適合するよう、変更すべきである。	57
庁用自動車リース契約について②	庁用自動車リース契約の一般競争入札を行う際に、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引かを明示した形での入札告示は行われていない。仮にオペレーティング・リース取引であるという認識をもったリース業者が入札すれば、ファイナンス・リース取引であるという認識をもったリース業者と比較して、入札金額を安くして落札しやすくなることが予想される。 入札するリース業者間の認識を共通のものとするために、入札	57

	告示の際に、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引かを仕様書に明示すべきである。	
本局庁舎開 除雪開始時間 について	水道局本局庁舎構内ほか除雪及び排雪業務特記仕様書は、本局庁舎及び堤防側駐車場の除雪の作業時間に関して、近隣への騒音を考えて、開始時間を午前3時以降としている。 しかしながら、この原則が守られておらず、受託者はほとんどの除雪作業において午前3時より早く作業を開始している。 受託者の都合で早く始める場合があるとのことであるが、積雪や天候の状況により例外的に早く始める必要がある場合があることは理解するものの、そのような場合を除いては、受託者に対し特記仕様書通りの運用を求めるべきである。	63
本局庁舎 1階の身障 者用トイレ について	水道局本局庁舎1階の身障者用トイレについて、便座に着座した際、右側にはL字型の手摺が設置されているが、左側に手摺がない。 左側にも手摺を設置すべきである。 なお、便座に着座した際の左側には木製の台が設置されている。この木製の台の高さは便座の高さとほとんど変わらないため、歩行困難者等が利用する場合、立位を保つためにはこの木製の台は役に立たず、右側のL字型手摺のみを掴んで身体を支持しなければなくなり、この木製の台では立位の保持が難しい場合がある。	64
水道事業 管理者が 水道サー ビス協会 の理事長 を兼任す ることにつ いて	上記3(5)のとおり。	65
不用品・ 不要固定 資産引継 書、廃棄 調書の記 載漏れにつ いて	不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書について課所名または請求番号が空欄になっているものが見受けられた。質問の結果、課所名は必要な記載事項であり、請求番号も課ごとに付番するのが原則であり、これらの空欄は単なるミス（記載漏れ）であるとの回答を受けた。 このようなミスは事後的な検証可能性、簿冊間の整合可能性を保つことができなくなるので、課所名、請求番号の記載には漏れがないか簿冊の作成後、再度の確認が必要になると考える。	67
水道記念 館来場車 両等誘導 警備業務 における 入札参加 資格の審 査につ いて	水道記念館来場者車両等誘導警備業務については、警備業法に定める警備業務（施設警備）に係る警備業の認定を受けていることを入札参加資格の一部としている。 入札後にこの資格を審査するにあたり、認定証の提出を受けているが、有効期限が切れている認定証で審査し落札者を決定している。 入札参加資格の審査を厳格にすべきである。	68
目的外使 用許可に おける営 利非営利 の基準に ついて	市長部局の運用基準によれば、許可の相手方が株式会社であれば、営利用に区分されることとなる。しかし、水道局において、許可の相手方が株式会社であるにもかかわらず、非営利用として扱っている事例が確認された。 水道局からは、「団体によって営利か非営利かどちらの基準を適用するか分けているのではなく、利用目的によって整理しています。」との説明がなされたが、市長部局の運用基準と異なる取扱い	70

	をするのであれば、水道局独自の運用基準を策定すべきである。	
目的外使用許可の追加変更について	水道サービス協会から申請された使用許可期間の延長を認めた根拠として、水道局公有財産事務取扱要領第 21 条第 2 項を挙げている。 しかし、同条は「使用許可の取消し等」に関する条文であって、第 1 項で許可条件に違反した場合の使用許可の取消しに関する規定が設けられ、第 2 項では、「前項に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要と認めるときは、管理者は、いつでも使用許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。」と規定されているため、同項でいう「その内容を変更することができる」とは、使用許可に係る対象や期間を拡大するのではなく、縮小することを想定していることは明らかである。 使用許可期間を延長する根拠として同条を挙げるのは不適當であり、使用許可期間の更新として取り扱うか、または新たな使用許可として取り扱うべきである。	71
自動販売機の設置に係る目的外使用許可について	自動販売機設置事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているが、自動販売機設置事業者を決定するに際して、競争型公募制度を導入し、一般競争入札の手続きに準じてこれを実施している。 しかし、水道局公有財産事務取扱要領には、競争型公募制度によって目的外使用許可の相手方を決定することを想定した規定は設けられておらず、事実上、一般競争入札の手続きに準じてこれを実施しているに過ぎない。 上記取扱要領に、競争型公募制度によって目的外使用許可の相手方を決定するための手続きを、明記すべきである。	73
出納取扱金融機関等検査について	出納取扱金融機関については毎年検査を実施する必要があるとしても、収納取扱金融機関についてまで毎年検査を実施する必要まではないものと考えられる。 一方で、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の定期検査は、札幌市水道局会計規程第 13 条に基づいて実施しているところ、同条の文言上、定期検査については、出納取扱金融機関のみならず、収納取扱金融機関についても、「定期（年 1 回）」の検査を実施しなければいけないかのような疑義が生じる。 札幌市水道局会計規程第 13 条の「定期（年 1 回）」という文言を「定期」に修正することによって、上記疑義を解消すべきである。	75
無用な特定随意契約について	本件において、参考見積依頼時点では「収集運搬及び処分業務」の内容で見積回答を受けていたが、告示された仕様書では「収集運搬業務」についての記載がなく、「処分業務」のみの記載となっていた。 そのため、「収集運搬業務」が対象外とされるおそれがあったため、別途特定随意契約を締結して、「収集運搬」業務を委託したものである。 告示される仕様書に「収集運搬業務」を明記しておけば、無用な特定随意契約を防ぐことができたはずであるため、正確な事務処理を励行されたい。	78
「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札	会計処理要領第 35 条において、固定資産の減価償却の方法は、会計規程第 14 条第 2 項及び第 3 項の定めるところによる。とあるが、これは第 14 条ではなく第 114 条が正しいと思われ、規程の文面を修正すべきである。	79

札幌市水道局会計規程」の関連性について		
予算における一時借入金の限度額の設定について	予算書の令和2年度～令和6年度の一時借入金の限度額はすべての年度で80億円とされている。 この設定根拠は災害が起きた際に完全復旧するのに3か月を要すると想定すると、一時的に必要な資金は100億円と算出され、過去5年間における預金残高の最低額がおおよそ20億円であったことから差額の80億円を一時借入金限度額として設定しているものである。 しかし、各年度の預金残高の最低額は各年度によって異なる。各年度ごとの一時借入金の借入限度額は、年度ごとの預金額をもとに算出されるべきである。	86
無形固定資産におけるソフトウェアの独立表示について	地方公営企業法施行規則の勘定科目表をみると、無形固定資産についても勘定科目を独立表記している。実施した監査手続きの結果、その他固定資産として表示されているのはすべてソフトウェアであることを確認した。よって、ソフトウェアを独立表記するべきであると言える。 札幌市のその他の公営企業会計を参考にしたところ、下水道事業と病院事業ともにソフトウェアを独立表示している。地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要がある。 令和6年度以降はソフトウェアを無形固定資産の独立表記科目とするべきである。	87
平岸庁舎の固定資産明細書上の表示について	平岸庁舎は当初の使用目的を反映して現在も、固定資産明細書上、公舎合宿用建物として表示されている。しかし、現在、1階は水道局の書庫、倉庫として使用され、2階はスポーツ局に無償で貸していることが確認された。 地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要がある。 現在の使用状況を鑑みるに、水道局職員の福利厚生に供するためではないことから、固定資産明細書上、公舎合宿用建物としてではなく、その他建物として表示するべきである。令和6年度より現状に即した固定資産区分の変更を実施するべきである。	87
札幌市水道局会計規程第105条について	札幌市水道局会計規程では、工具、器具及び備品（耐用年数1年以上かつ取得価額がおおむね10万円以上のものに限る。）を有形固定資産としている。 しかし、10万円以上のものは有形固定資産であるし、10万円未満のものは消耗品となるので、おおむねという言葉は削除すべきと言える。地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成する必要がある、そのためにもあいまいな規程の文言は正規の簿記の原則に反する危険性があるからである。	88
固定資産台帳への登録漏れについて	清田区営業拠点候補地について、一部を異動した際に、固定資産整理簿上では異動として減少されているにも関わらず、固定資産台帳上の取り扱いが異動前と変わっていない。当該異動分については、新たな固定資産コードを付して別資産として管理すべきである。	89
旧宮の森B配水池	当該土地は昭和57年10月に施設が撤去された際に行政財産から普通財産へ転換されて以降、一切使用されていない状態にあ	90

用地（普通財産）について	る。普通財産は早期に経済的価値を保全発揮すべきであるにも関わらず、長期間使用されていない状態にある。 当該土地はその形状や地積の特殊性から経済的価値が低いと考えられるものの、経済的価値の保全発揮にかかるコストを勘案しながら、経済的価値の保全発揮について具体的な計画を立案し、実行すべきである。	
旧宮の森Eポンプ場用地（普通財産）について	当該土地は昭和54年11月に施設が撤去され、昭和56年1月に行政財産から普通財産へ転換されて以降、一切使用されていない状態にある。普通財産は早期に経済的価値を保全発揮すべきであるにも関わらず、長期間使用されていない状態にある。 当該土地はその形状や地積の特殊性から経済的価値が低いと考えられるものの、経済的価値の保全発揮にかかるコストを勘案しながら、経済的価値の保全発揮について具体的な計画を立案し、実行すべきである。	91
旧平岡資材置場用地（普通財産）について	当該土地は平成8年3月に行政財産から普通財産へ転換され、以降現在まで継続して交番用地として北海道警察へ貸付を行っている。 その経緯や実際に交番が存在している事実から、北海道警察への貸与以外の用途に使用することが現実的に不可能であると考えられるため、北海道警察への土地の売却について、具体的な検討を行い、実行すべきである。	91
水道記念館ホームページにおけるバリアフリー案内について	ホームページ上、施設のバリアフリーに関する車いす利用者への案内が、「小さなお子様をお連れの方へ」の案内に混在している。 バリアフリーに関する案内は別項目にしてわかりやすく表示すべきである。	98
水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務の入札参加資格について	水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務はいずれも警備業法第2条第1項第1号の施設警備として入札参加資格を定め、水道記念館来場車両等誘導警備業務においては、最低1名は施設警備2級以上の検定資格を有するものなどの配置を求めている。 しかしながら、本業務は駐車場内であっても、車両の雑踏する場所等における車両の誘導等を行うものであり、同条項第2号の雑踏・交通誘導警備とみるべきである。	98
債権放棄の通知について	民法上、債権消滅の効果が発生するためには、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示した」ことを要し、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」のであるから、債権放棄の通知が相手方に到達しなければ債権消滅の効果は発生しない。相手方が所在不明等である場合には、公示に	99

	よる意思表示の方法も存在するところである。 また、最判平成 24 年 4 月 20 日集民 240 号 185 頁は、議会が債権放棄の議決をした場合に、債権放棄の効力が生ずるには、債権放棄の意思表示が必要であると判示しており、このことは、債権管理条例に基づいて債権放棄を行った場合にも妥当し得る。 したがって、水道料金の債権放棄をした場合に債務者に対する通知をしていない現在の運用は、札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱に明確に反するうえ、上記民法の規定や債権放棄の意思表示の要否に関する最高裁判例に照らせば、債権消滅の効果も発生していないことになる可能性が高いため、改めるべきである。	
個人破産の場合の債権放棄について	上記 3 (2) のとおり。	104
履行延期の特約等について	水道料金が履行期限内に支払われなかった場合、履行期限を延長するためには、履行延期の特約等を行うことが想定されているが、一方で、実情としては、分割納入等として、分割納入依頼書又は誓約書により対応している。 この点について、訴訟手続や強制執行手続等による債権回収措置をとるべき義務を免れるのは、①徴収停止の措置をとる場合、②履行延期の特約等により履行期限を延長する場合、③その他特別の事情があると認める場合に限られているところ、分割納入依頼書又は誓約書は未納者からの一方的な差し入れにすぎないため、②履行延期の特約等には該当しないものと解される。 分割納入依頼書又は誓約書の実務上の有用性是否定しがたいものの、これらが提出されたとしても、水道局が債権回収措置をとるべき義務を免れるわけではないと解されるため、履行延期の特約等の手続を行うことも併せて検討されるべきである。	107
特例料金適用申請書について	札幌市水道事業給水条例第 25 条第 1 項は「当該メーターに係る使用者の申請により」水道料金の計算に関する特例扱いを認める旨規定しているが、実際には、管理人からの申請によりこれを認めている。 条例に従って、使用者からの申請に改めるか、仮にそれが実態にあっていないのであれば、管理人からの申請を認めるように条例を改正するべきである。	116
検針業務マニュアルについて	検針業務マニュアル本文中において記載されている各番号と別表 2 に記載されている番号が正確に対応しておらず、検針業務マニュアル本文中に記載されている番号が別表 2 に存在しない、または、検針業務マニュアル本文中記載の番号の別表 2 記載の通信欄文言が事例と整合しないものが散見される。 検針業務マニュアルを改訂し、これらの番号が対応するようにすべきである。	117
検査合格年月日の誤りについて	定期刊行物の検査について、検査報告書記載の令和 5 年 1 月分の納入については、「検査合格年月日」が同年 1 月 4 日となっているが、本来であれば、同年 2 月初旬に検査がなされるはずであるので、「検査合格年月日」の記載が誤っている。同年 2 月分の検査合格年月日が同年 2 月 1 日となっているのも、同様の理由で記載が誤っている。 このような過誤があると、「検査合格年月日」記載の日付に実際に検査を行ったのではなく、事後的にまとめて「検査合格年月日」の記載をしたのではないかとの疑念も生じ得るので、正確な事務処理を励行されたい。	120
簿冊の綴	「執行伺 委託料 清掃業務」の簿冊の中に、本来であれば	121

り間違いについて	「執行伺 委託料 警備業務」に綴られるべき令和6年2月分の水道局新琴似庁舎警備業務に関する検査報告書等が綴られていた。	
石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について	執行伺いの際に部経理担当の確認欄が空欄となっている。主管で決定しているので問題ないとの回答を受けたが、出資金、負担金は巨額にのぼるものであることから財務の決裁も必要とすべきである。 札幌市水道局会計規程にて、総務部長が指定する事項は財務課長合議が必要と定めており、毎年発出する予算執行要領通知において、総務部長が指定する事項の一つに、「他会計からの補助金、出資金、交付金及び寄附金等による事業の執行に関する事項」を定めている。この事項には該当しないとの認識誤りがあったため、財務課長合議が行われていなかった。しかし、本来は財務課長合議が必要なものであったことから、同様の合議漏れがないよう改めて局内へ周知を図る必要があると言える。 また、石狩西部広域水道企業団への出資金は独自に簿冊を作成し、管理し、残高を把握するべきであると考ええる。金額が巨額にのぼる以上、より適切で確実な管理が必要であると言える。	123
盗難被害について	盗難被害について被害届が提出されたのが4日後である。 防犯カメラを確認していたこと、また、週末をはさんだことを考慮しても被害届の提出が遅い。 また、1回目の盗難被害からわずか6日後、被害届提出のわずか2日後に再度盗難被害に遭っている。 わずか6日の間に2度も同様の盗難被害に遭っており、1度目の盗難被害後、十分な盗難防止策が講じられていたとは思われず、広大な敷地での資材管理であったとしても指摘せざるを得ない。 今後はより一層の盗難防止策の徹底を求めるとともに、防止策をアップデートしていくことを求める。	126
水質相談処理票におけるチェック欄の記載について	水質相談等処理票において報告、回答のチェック欄の記載がないものがあった。 単なるチェックマークの記載の失念であるが、チェック欄を記載する相談員も、また、この報告を受ける承認者もチェックの失念については注意をするべきである。	136
水質相談処理票への水質検査報告書の添付の有無について	水質検査報告書については電子データにて保管し、必要に応じて印刷し確認しているとの報告を受けたが、水質相談処理票に水質検査報告書が添付されているケースと、添付されていないケースがあるのは、事後的な検証等のためにも問題があると考ええる。 水質検査報告書は水質検査がなされた際には、水質相談処理票の簿冊に綴じ込むべきである。	136
一の沢ダムITVカメラ修繕について	令和4年5月18日付け「一の沢ダムITVカメラ映像停止に伴う今後の対応について」と題する文書によれば、令和4年5月14日に映像停止が発生した件について、「現在、一の沢ダムの監視は可能な状況であるが、再び映像停止となるおそれがあり、できるだけ早急にかつ何らかの対処が必要と考えられる」と記載されている。しかし、実際にカメラの修繕を行うための起案を行ったのは令和5年10月11日であり、約1年5カ月ほどかかっている。 修繕の必要性を認識したのであれば、速やかに修繕に着手するよう契約手続きを進める必要があったと思われる事案であるため、今後、同様の業務が発生した場合には、速やかに必要な措置を行うよう留意されたい。	138

役員賠償責任保険について	上記３（４）のとおり。	139
源泉所得税の過払いについて	令和５年１０月分の源泉所得税として、正しくは１,９９７,６１３円を支払うべきところ、１桁誤って１１,９９７,６１３円を支払ってしまった事案があった。 直ちに札幌北税務署長に還付手続を行って還付を受けることができたため、本件では事なきを得たが、重大な事務処理の過誤であり到底看過できるものではない。 今後同様の過誤が発生しないように再発防止策を徹底されたい。（※水道サービス協会への指摘事項）	140
時間外労働時間の把握について	職員が時間外労働時間を記入したのちに、係長が「現認」の欄に押印し、課長が「所属長」欄に押印することによってこれを承認している。 この点について、実際の「時間外勤務・休日勤務・夜間勤務表」をみると、職員が時間外労働時間を行ったとされる日時に、係長が不在であると考えられるにもかかわらず、係長が「現認」の欄に押印をしているものが散見される。しかし、「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することを意味しているため、係長が当該時間に不在にしていたのであれば「現認」とはいえない。 職員が時間外労働をした時間を実際に「現認」していないのであれば、原則として、タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録する必要がある点に留意されたい。（※水道サービス協会への指摘事項）	147
水道サービス協会理事の構成について	現在の理事は水道技術に優れた知識を有していたり、市民の声を反映する立場の人によって構成されている。 しかし、理事の中には法律についての専門家がない。 実際、水道事業管理者が理事長に選任される際にも、理事会で全く質問や意見が出ていない。 今後も事業において法律的な判断が必要とされる局面が多く発生すると思われる。そのため、弁護士、司法書士等の専門職を理事に加えるべきであると考えます。（※水道サービス協会への指摘事項）	149
水道サービス協会入札方法について	一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約事務取扱要領において、契約に関して、予定額が１００万円を超える契約を行おうとするときは、原則として一般競争入札の方法により契約を締結するものとするとしている。 しかしながら、この原則はほとんど履行されていない。予定額が１００万円超であっても、ほとんどの契約が指名競争入札の方法でなされている。 安易に指名競争入札の方法によるべきではなく、一般競争入札の原則を励行すべきである。 指名競争入札が広く行われているのは入札者を確保する目的だと思料するが、入札者の確保は入札の周知の工夫などによっても可能であると思料する。（※水道サービス協会への指摘事項）	150

（２）意見（４５件）

項目	内容	ページ数
指名見積合せの中止について	指名見積合せの中止前に指名されていた業者１者は、水道局に対して見積書を提出していたところ、見積書在中の封筒右上に「2/20 tel 連絡 辞退とのこと」とのメモ書きがなされていることからすれば、水道局が当該業者にお詫びの電話をして、辞退の	53

	取扱いをされたものと推察される。 しかし、当該業者から正式な見積辞退届が提出されたわけではないため、真に辞退の意思があったか否かが不明確と言わざるを得ない。 このように、誤って業者を指名して見積合せを実施してしまった場合、業務受託に対する業者の期待を保護する観点から、正式な見積辞退届が提出されないのであれば、中止後新たに実施する指名見積合せにおいて、見積辞退届を提出していない業者を指名することも検討すべきである。	
特定随意契約（少額）について	本件について、税込み 99,990 円（税抜き 90,900 円）で特定随意契約（少額）を締結している。99,990 円というのは、10 万円をわずかに下回る金額であり、いかにも特定随意契約を締結するために金額を調整したのではないかとも思われ、別の業者から見積書を徴した場合には、さらに低い金額が提示される可能性も考えられる。 特定随意契約は競争原理が働かない例外的な契約方法であることからすれば、10 万円をわずかに下回る金額の見積書が提示されたときには、場合によっては別の業者からも見積書を徴するなどして、金額の適正性に留意した対応を行うのが望ましい。	54
参考見積と実際の入札価格との乖離について	本件について、予定価格を 14,113,000 円（入札書比較価格 12,830,000 円）と設定したのに対して、入札に応じた 1 者は 6,300,000 円と半額以下の入札金額で落札した。入札告示前に同者が水道局に提示した参考見積は、15,389,000 円（消費税抜 13,990,000 円）であったところ、参考見積を取得した時点と入札の時点で本件の仕様の変更がなかったにもかかわらず、参考見積の半額以下の入札金額となっている。 本件では最低制限価格制度を採用しているわけではなかったため、同者の落札に特段の問題はないようにみえる一方で、予定価格及び同者の参考見積と比較して半額以下の入札金額となっていることを踏まえると、適正な業務の履行に支障が生じかねない落札金額であるとも思われるところである。このような場合には、当初の参考見積から大幅に金額が下がった理由を確認するなどして、適正な業務の履行に支障が生じないかを慎重に検討するのが望ましい。	56
リース契約車両修繕補償金について	リース業者によって、水道局が負担する修繕補償金の金額に差異が生じている。 賃貸借契約書上は水道局が全額負担すべきとされる修理費等の損害について、リース業者によって、水道局が負担すべき金額に差異が生じるのは、公平性の観点から問題があると考えられる。そのため、水道局が負担する修繕補償金の金額を可能な限り統一すべく、他政令市や他部局の状況も確認した上で適切な対応をすべきである。	59
係数の設定方法について	係数の設定がわかりにくく、業者から質問が出ているうえ、入札に参加した 1 社は、他の入札業者の約 10 倍の金額を入札しており、計算を誤ったのではないかと考えられる。 係数の設定自体に過誤があるわけではないため、計算を誤ったとすればそれは業者の責任であるという見方もできる一方で、業者間の適正な競争を促すという観点からすれば、できる限り係数の設定を分かりやすくする方法を模索することが望ましい。	60
個人情報取扱安全管理基準について	本件の受託者が提出した「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には、当該項目において、「個人情報保護方針」や「情報セキュリティ基本方針」等の規程について、「非開示文書扱いの為、提出及び閲覧は不可となります。」との記載がなされている。 そして、水道局では、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」	62

	において、上記項目について、「申出書にて情報セキュリティに関する基本方針等を策定していることを確認した（非開示文書のため、提出及び閲覧は不可）」と評価し、そのほかの項目と併せて、札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしていると評価した。 しかし、個人情報保護方針等は、企業が対外的に個人情報保護等の方針を公表する目的で策定される文書としての性質を有すると考えられるため、これが非開示文書扱いであるとする理由には疑問が生じ得る。このように、非開示文書扱いであるため開示できないとの受託業者の申出があった場合、その理由を検討し、場合によっては非開示文書扱いとしている理由を業者に確認するなどの対応を行うことが望ましい。	
除排雪の入札参加資格について	入札参加資格の中に「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者であること。」というものがある。 しかしながら、この入札参加資格を求める必要はないように思われる。 令和5年度に関しては、上記15の業務全ての入札においてそれぞれ1者の応札しかなく、十分な価格競争が行われていない。 入札参加資格が不当な参入障壁になっていないか検討を求める。 なお、この「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者であること。」との入札参加資格は、令和6年度の除排雪業務においては削除された。	63
電力調達契約の入札参加予定者からのデータ提供依頼について	入札前に、入札参加予定業者から、資料（指定施設一覧）について Excel による提供を求められたが、水道局はこれを拒否した。 しかしながら、この資料について、Excel での提供を拒否する理由がない。 現在はこのような取扱いはしていないということであるが、入札参加予定業者の作業の便宜のため今後はこのような不当な取扱いがないようにすべきである。	64
規程の名称（札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領）について	規程の名称は、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領ではなく、札幌市水道局事後審査型一般競争入札施行要領とすることが相当であると思料する。 水道局の規程に関しては、入札参加業者の混乱を招かないことや事務の効率化のため、市長部局と同様の規程とすることが行われており、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領に関しても、札幌市事後審査型一般競争入札試行要領と概ね同内容としているとのことであつたが、もはや「試行」の要素がなく、市長部局と協議し、「施行」と改めることを検討するべきである。	65
車両リースについて	営業車両のほとんどをリースによって使用しているが、購入した際との比較表を作る等、リースか購入かの比較をするべきである。確かに水道局の方針としては営業車両をリースとすることを過去に決定しているが、リースが購入よりもコストが低くなることの資料を残すことが、独立採算制をとる地方公営企業の運営上、必要と考える。	67
平岸配水池用地（行政財産）について	当該土地の地下部分は行政目的に使用されているものの、地上部分は主にテニスコートとしてスポーツ局へ継続して使用許可を行っている。地下部分を使用しているため、売却等の必要はないものの、地上部分の利用について建物や構築物の売却を含め、利用法を検討すべきである。	68
研修施設	水道に関する研修のため平岸庁舎（旧職員会館）及び給配水技	69

の目的外使用許可について	術研修所の使用希望があった場合、方針伺の例外に該当しないと思われるにもかかわらず、使用料を徴収している事例が確認された。 水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合に使用料を徴収するか否かについて、方針伺を含めた運用基準の整理・明確化を行うべきである。	
自動販売機の設置に係る目的外使用許可について	競争型公募制度を導入しつつも、貸付けではなく、目的外使用許可として取り扱っている。 事業者の立場からすれば、一方的に使用許可の取り消しがなされ、損失補償の請求もできないリスクを含んでいるため、入札に参加すること自体に消極的な対応となる可能性は否定できず、仮に入札に参加したとしても、そうしたリスクを前提とした低額での使用料で入札せざるを得ず、貸付契約の場合と比較して、水道局が得られる使用料（貸付料）収益が減少する可能性が考えられる。 市長部局の取扱い方針が示されてから、既に10年以上にわたって目的外使用許可が繰り返されており、水道局が指摘するような庁舎の効率的な使い方にあたっているリスクというのが果たして現在でも妥当するのか、疑問なしとしない。そのため、貸付契約への移行を含めた検討を行うことが望ましい。	73
水道局発注工事に関する土地の目的外使用許可について	水道局発注の工事に利用する目的で、土地の目的外使用許可がなされた場合、受託者としては、水道局発注の工事を施工するために必要な資材置き場等として、水道局の土地を無償で使用できると期待することもあり得るのではないかと考えられる。 工事の入札告示の際に、工事施工のために水道局の所有する土地を目的外使用許可によって使用することができたとしても、これは無償ではなく、使用料が別途発生するという点を周知徹底して、受託者の認識と齟齬が生じ得ないように対応するのが望ましい。	74
情報機器等の収集運搬及び処分業務について	情報機器等の収集運搬及び処分業務については、情報資産の取扱いという観点に照らして、再委託の承認は慎重になされるべきであるところ、①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」及び②「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」のいずれについても、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に準拠した対応がなされたか否かについて、疑問が生じ得るところである。 仮に本件のように再委託を承認するとしても、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に照らして、適切な再委託の条件を設定するなどして、情報資産の取扱いに万全を期するような対応が望まれる。	76
特別損益の中の水道料金調定及び調定減額の表示について	特別損益の中の水道料金の調定については、給水管の漏水等により過年度調定（収益）の修正を行うものであり、特別損失（過年度損益修正損）で計上している。 これらは実際には毎年ほぼ不可避に発生するものであり、経常的な活動とは関係のない臨時的な損失の調整というよりは継続的に発生する営業上の取引に対する損益の調整であると思われる。そうであるとすれば、特別損益ではなく営業費用（雑費）又は営業外費用（雑支出）に表示されるべきと思われる。	81
貸倒懸念債権に対する回収可能性の検討について	貸倒引当金の計上方法について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上するのであれば、実際の回収可能状況の妥当か否かについて随時検討するべきと思われる。	82

賞与引当金の計上のバックテストについて	賞与引当金で重要なことは見積り金額が合理的であるか否かであるが、これは実際支給額が確定した後に賞与引当金算定時の支給見込額と実際支給額を比較することで検証することができ、局内でもこの方法を用いて、見積りが合理的であったかどうかを検証することが有効である。 また、実際支給額と支給見込額の間に多額の差異が発生した場合は、その差異原因について検証する必要がある。 検証の結果、見積りに用いた仮定が妥当ではなくなった場合は、見積り方法の変更や見積りに用いられる仮定の追加や変更等、翌期に合理的な見積りができるように見積り方法を検討する必要がある。	83
P C Bに係る引当金の計上について	P C B廃棄物の廃棄処理が終了していないものが複数存在しているが、将来発生するこれらの処分費用については企業会計原則に基づき、引当金の計上要件を満たしているものと考えられるため、引当金の計上を検討するべきである。 また、過去の処分実績、業者からの見積書等が適当でなく合理的に処分金額を見積もることができない場合には、財務諸表注記を検討する必要がある。	84
決算スケジュールへの前期比較の織込みについて	決算スケジュールの作成にあたっては昨年の実績を基にしており、また、必要に応じて前年のスケジュールとの比較を適時に行っている。ただし、当年のスケジュール自体に前年のスケジュールは織込んでいない。当年のスケジュールに前年のスケジュールを織込むことでさらなる情報共有や作業の見落とし防止が図られる。また、前期比較によって会計処理の誤り等を発見することができる。よって、決算スケジュールに前期との比較を織込むべきであると考ええる。	85
固定資産台帳システムについて	現状の固定資産台帳システムでは、決算書で開示されている減価償却費の総額がシステムから出力されるのみであり、総額を構成する個々の資産の減価償却費の計算方法等が一覧として出力できない。個々の資産に関する減価償却費計算については、資産を取得した際のシステム登録時に確認されていることから、間接的に年間の減価償却費の金額を検証されていると考えられるものの、直接的に減価償却費総額を検算する仕組みが存在していない。 また、システムはクラウドであるが、登録されている資産の最終更新日や最終更新者が記録されないため、取得時に登録されたデータが後に修正されたとしても、検出することができない。 現状の仕組みに直ちに問題があるわけではないものの、改ざんリスクに対する統制が不十分であると考えられる。減価償却費の総額に対して検証する仕組みを構築することが望ましい。	88
固定資産実査について	固定資産台帳には相当年数が経過している資産が多数計上されており、その実在性に疑義がある資産が複数存在していると考えられる。監査手続の一環としてサンプリングによる固定資産実査を実施したところ、存在しなかった資産は検出されなかったため、問題があると考えられるわけではないものの、固定資産実査が実施されていない状況には問題があると考えられる。 固定資産数が膨大であることから、毎年全ての固定資産実査をすることは現実的でないが、毎年範囲を限定した固定資産実査を実施し、数年で全体の実査が完了する仕組みを構築することが望ましい。	89
建設仮勘定の計上対象となる支出について	令和5年度の貸借対照表に計上されている建設仮勘定に含まれる工事（支出）のうち、最も古いものは平成19年に行われたバイパスに関するものである。バイパスは令和7年度に完成する見通しであるため、令和5年度の決算時点では比較的短期的に固定資産計上されることが想定されるため、問題があるわけではないと	90

	考えられる。 しかしながら、バイパス工事全体の観点から見ると、過年度に行われた工事（支出）が 20 年近く資産として計上され続けており、その資産性に疑義があると考えられる。また、実際に平成 19 年に実施された工事は主に調査・測定に関するものであり、その効果が工事完成時まで継続して資産価値を有するかどうかという点にも疑義があると考えられる。 ヒアリングの結果、事業費として支出されており、工事に紐づいている原価は全て建設仮勘定として計上する方針を採用しており、当該バイパス工事に関しては、事業が途中で頓挫するような形跡もなく順調に進捗しているとの回答を得ており、当該調査・測定の資産性に問題はないと考えられる。 一方で、現状では水道局全体としての観点から減損損失の有無の検討のみが実施されているため、今後発生する長期間にわたって資産計上され続ける建設仮勘定については、現状で実施されている固定資産全体の減損損失の計上の検討は別途、その有効性や資産性の検討を実施することが望ましい。	
中沼資材置場用地（普通財産）について	当該土地は平成 27 年以降、ごみ埋め立て地として環境局環境事業部へ有償所属替が実施されている。有償所属替は令和 6 年度に完了する見通しである。当該資産を普通財産へ転換せず、行政財産のままとしている理由については、所属替先である環境局環境事業部にて行政財産として取り扱われることが挙げられるものの、水道局としては行政目的に使用していない資産であるため、普通財産へ転換すべきであったと考えられる。 今後同様の資産が発生した場合には、水道局として行政目的に使用しなくなった段階で普通財産へ転換することが望ましい。	92
水道料金の定期的な見直し検討について	上記 3（1）のとおり。	92
個人情報取扱安全管理基準適合評価書について	札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」には、他の項目と並列して、規格認証の項目が別途の基準として掲げられているのであるから、他の項目を満たしているからといって、当然に規格認証の項目を満たしていると判断することはできないと思われる。そのため、仮に規格認証を受けていなくても当該項目を満たしていると判断するのであれば、より実質的な理由を記載すべきである。	93
札幌水道じっかんキャンペーンについて	上記 3（3）のとおり。	95
水道記念館業務日報について	受託者における報告者は開館日ごとに水道記念館業務日報を作成し、企画課あてに提出している。 水道記念館管理運営業務仕様書において、水道記念館業務日報については、その日の来館者数を記載するだけでなく、これまでの来館者数にその日の来館者数を加算した「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を記載することになっている。 その日の来館者数の報告は必要不可欠であるが、報告者が毎日、前営業日までの来館者数にその日の来館者数を加算して「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を算出しなければいけないのは手間であり、誤算の可能性もある。 例えば、Excel を利用し、その日の来館者数のみを入力すると	96

	自動計算で「今月累計」等が表示されるようにし、水道記念館と企画課間では、データでの共有をするなど業務日報の作成を省力化するように検討されたい。	
水道記念館の来場者増加のための企画について	札幌水道ビジョンは新型コロナウイルス禍前に策定されたものであり、新型コロナウイルス禍により令和2年度以降の来館者数に影響があり、その後も来館者数が戻らないことが原因である可能性があるが、それにしても目標に大きく届いていない。 水道記念館自体は魅力溢れる施設であり、企画を工夫することにより、来館者増加を図るべきである。 水道サービス協会が長年管理運営業務を受託しており、施設の管理と企画立案を別々に契約するなど新しい企画が生まれるような仕組みづくりが必要な時期ではないかと思料する。	97
財産調査の同意書について	水道料金についても財産調査の結果を利用することを可能にするため、少なくとも滞納が発生しており、誓約書（支払計画書）の提出を求めるような未納者については、誓約書（支払計画書）に違反した場合に財産調査を行うことに同意する（下水道使用料が取得し得る財産調査の結果について、水道料金についても利用を認めることに同意する）旨の「同意書」を徴求することが望ましい。	105
家事用と家事以外用の区別について	家事用と家事以外用をいかなる基準で区別するかについては、札幌市水道事業給水条例で、「家事の用に使用するものとは、メーターの口径が25ミリメートル以下のもので、かつ、専ら家事の用に使用するものをいう。」との記載があるのみで、実質的な区別基準は明記されていない。 水道料金の多寡に直結する判断の統一性・明確化の観点からすれば、これまで都度起案で対応してきたものを整理・検討し、可能な限り、家事用と家事以外用を明確に区別できる統一的な基準ないし取扱要領を定めるのが望ましい。	113
使用用途変更届について	使用用途変更届には、用途変更を行う理由を記載する欄が設けられておらず、単に前用途と新用途に○をつけるだけの様式となっている。 家事以外用から家事用へ用途変更する場合は水道料金が減額となることから、慎重な対応が必要と考えられ、特に会社が申請者となっている場合や、民泊事業など検針時の用途確認にも限界があると想定される場合には、使用用途変更届に理由を付記しておくことが有益であると考えられる。 使用用途変更届に理由を記載する欄を設けるほか、場合によっては、廃業届等の根拠資料の提出も併せて求めることを検討するのが望ましい。	115
還付命令書について	令和5年度は2万2456通もの還付命令書が発行されている。 納入通知を送付しても期限までに水道料金が納付されず、その後督促状を送付したところ、重複して納入されるという例、水道料金を未清算のまま転出する例などがある。 ある程度はこれらの例が発生することはやむを得ないと思料するが、事務負担や費用削減のため、督促状に工夫し重複納入が発生しないようにするなど、還付命令書の発行数をできるだけ減らす方策を検討されたい。	116
認定減額に伴う使用水量決定について	令和5年度、嘆願書等によって認定減額した件数は、北部料金課81件、中部料金課3件、南部料金課22件だった。料金課によってばらつきが大きい。 もちろん、各地区により、例えば、共同住宅と一戸建ての割合など、状況は異なっており、多少はその影響もあると思われるが、嘆願書等による認定減額に関する周知が不十分または一定で	117

	はないこともその一因であろうと推測される。地区ごとの不公平が生じないような周知を検討されたい。	
多数回かつ長期にわたる誓約書（支払計画書）の提出について	誓約書（支払計画書）を多数回かつ長期にわたり提出させているが、一向に滞納分の解消には至っていない事例が確認された。 誓約書（支払計画書）には、「なお、約束を履行しなかった場合は、本書の承認の取消しと、札幌市水道事業給水条例第 39 条第 1 項による給水停止処分を受けても異議の申立てはいたしません」と記載されていることも踏まえると、本件のように多数回かつ長期にわたり誓約書（支払計画書）が提出され、一向に滞納分の解消に至っていないような事案については、適時適切な給水停止の手続きも検討されたい。	119
健康診断（検便）業務について	水道施設等に係る職員健康診断（検便）業務を、特定随意契約により、公益財団法人に委託したが、その理由として、「本業務は、水道法第 21 条に基づいて行うものであり、診断結果の報告書には、①診断年月日 ②診断を受けた者の氏名 ③性別 ④年齢 ⑤診断結果 ⑥診断医師名 ⑦検便成績 ⑧検査場所の記載が必要であるが、札幌市入札参加資格登録の検査機関で、これら全ての項目を報告書に記載できるのは上記機関しかないため。」とされている。 上記受託者に特定したのは、事前の照会によって、上記①～⑧の全ての項目を記載できる旨回答した業者が上記受託者しかいなかったとのことである。 事前照会を行った 42 者のうち、回答があったのは約半数の 21 者のみであるから、これをもって直ちに特定随意契約とするのは早計と思われる。 未回答であった業者が上記条件を満たして入札に応じる可能性は否定できないため、一般競争入札または公開見積合せの手続きを行うのが望ましいといえる。	121
入札参加条件について	一般競争入札においては、入札参加資格として、過去に本市その他の官公庁と契約を締結したことがある旨の条件が設けられることがあるが、過去何年以内の契約締結を対象とするかについて、「白川第 1 送水管更新基本設計業務」では過去 5 年以内、「白川第 2 送水管腐食度調査業務」では年数の限定なし、「白川第 1 送水管管内調査業務」では過去 15 年以内となっており、区々となっている。 業務の性質に応じて適切な入札参加条件を設定するということは当然必要なこととしても、過剰な制限を設けることは入札への参加の機会を保障するという観点からして問題があるので、例えば、参考見積を出したにもかかわらず入札しなかった業者に対してその理由を聴取するなどして、今後の適切な入札参加条件の設定に向けた検討を行うことが望ましい。	123
本局庁舎の大規模な設備更新について	水道局本局増築基本検討委託業務発注前に増築の必要性に関する議論が十分になされていない。 確かに、本局庁舎は新築する際、もともと 5 階の増築が予定されていたという事情を考慮すると、十分なスペースを確保するために、5 階の増築という選択肢があったというのは理解できる。 しかしながら、まずは、代替大会議室の必要性や既存施設の利用の可否を十分に検討すべきであり、その検討前にもかかわらず、増築の実現性を確認するために 1,430 万円もの金額を支出すべきではなかったと思料する。	124
柵卸マニュアルの整備について	実地柵卸要領を作成し、状況に応じて每期見直しをするべきである。	126

量水器 (水道メーター。以下「水道メーター」という。)の修繕後の受入価格について	会計期間内までに水道メーターとして再利用されず貯蔵品として計上される水道メーターの期末評価額が実態より高く計上されている。 そのことは、修繕を行った会計期間に「発生品組替益」として収益計上しているために、当期の水道メーターの修繕に当てた修繕費のうち、翌期以降に水道メーターとして再利用に当てられる水道メーターの修繕費だけでなく、既に再利用された水道メーターの修繕費についても、来期以降に繰り延べられていると思われる。 なお、修繕された水道メーターの貯蔵品の受入価格については、新規の水道メーターの期末時点での評価単価ではなく、1個当たりの修繕費等で受入するべきと思われる。	129
申請自粛の勧告について	水道局ホームページで公開されている札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務取扱要領では、申請自粛の勧告の法的性質及び効果が明記されておらず、当該事業者がいかなる不利益を受け得るのかが判然としないため、当該事業者の理解促進の観点や、行政手続法に基づく明示義務を確実に履行していることの根拠とするためにも、「違反行為に関する措置について」と題する通知文の中に、「札幌市指定給水装置工事事業者 違反行為に係る事務処理 運用マニュアル」の内容を明記することが望ましい。	131
小規模貯水槽水道の衛生管理の充実について	小規模貯水槽水道については、法的な検査義務はないことから、任意での調査・点検に応じていただけない場合は、調査を断念せざるを得ず、相当程度の施設が調査拒否等によって調査ができていない状況にある。 今後、小規模貯水槽水道の衛生管理を充実させるためには、例えば、①保健所と連携して、悪質な調査拒否等の事案については、保健所長による立入検査を実施する、②一定の小規模貯水槽水道について検査義務を課すよう条例で定めるなどの対応が必要と考えられるため、検討することが望ましい。	133
柏丘高台SRの休止後の利用の意思決定について	柏丘高台SR（配水池）は平成30年に休止を決定し、現在も進入路借受に年間30万円の賃借料を払っている。その後、撤去もしくは休止状況の存続について比較検討が議論されてはいるが、具体的な案は作成されていない。休止から5年間、撤去もしくは休止状況の存続について比較表が作成されていないのは、遅いと言わざるを得ない。 今年度中に作成との回答を受けたが、休止決定後に比較検討すべき事例であると考え。極力、資産の休止後もコストをかけないように、正しい選択をするのが、地方公営企業の務めであると考え。	137
内部監査について	年2回の定期監査は、毎回同様の監査項目となっている。共通項目については維持するとしても、事業推進部長指定項目（総務部長指定項目）については、直近で発生した事案等を参考にしてリスクを抽出して監査項目の拡充を図り、より実効性のある定期内部監査を実施するのが望ましい。（※水道サービス協会への意見）	142
収益改善に向けた取り組みについて	水道サービス協会の収益は、水道局からの受託事業が圧倒的多数を占めており、一般事業（教育指導及び訓練講習会等、簡易専用水道検査事業）の収益は伸び悩んでいる。令和5年度末で水道局からの督励収納業務が廃止されるなど、水道局の受託業務への過度な依存は、収益構造の不安定化につながりかねない。 水道局の受託業務への過度な依存を脱却し、収益構造の分散化・安定化を図るため、一般事業の収益拡大や、札幌市以外の自治体からの受託業務の収益拡大が必要であり、そのための具体的な取り組みを策定して推し進める必要がある。（※水道サービス協	145

	会への意見)	
--	--------	--